## 1,50戸連たん廃止について

### (1)市街地の無秩序な拡大を抑えるために

2001年、岡山市は「50 戸連たん制度」を開始、市街化調整区域は「市街化を抑制すべき区域」という都市計画法に示された基本原則があるにも関わらず、農地がつぶされ密度の低い住宅が広がる「スプロール化」が広がりました。岡山市では、開発許可件数が政令市で最も多いです。面積ではトップではなく、小さな虫食い的な開発の多さを示しています。「行政コストがかかる」「もみ殻を蒸し焼きにする『くん炭』をしたら新しく家を建てて来た住民から苦情が来た」などの声を聞きます。日本共産党岡山市議団は同制度廃止を求めてきました。

福山市や倉敷市、早島町が廃止に踏み切る中、岡山市は10月24日、廃止を表明しました。重要な決断だと受け止めます。来年の2月議会に、廃止までの2年の経過措置をおいた条例を出すということです。同時に「人口減少が著しい地域」で「20 戸連たん制度」をつくるといった政策もセットになっています。

#### 質問

ア: 20戸連たんを適用する対象地域として「25年間で人口減少率が23%以上の小学校区」が示されています。この基準は不変のものですか。見直しするならいつ、どんなときに行いますか。

イ: 対象地域は今後、人口減少が進む中で広がっていくことになりませんか。人口予測はどうなっていますか。

ウ: 20戸連たんの地域では、空き家を賃貸住宅や飲食店にするなどの用途変更の緩和が行える案です。市街化調整区域全体に広げるということは難しいのでしょうか。検討状況をお示しください。

エ: 地域コミュニティの維持・活性化が理由ですが、市街化調整区域での開発について、 地区計画運用指針というものがあります。市街化調整区域の活性化のために、地区計画 の活用による計画的な街づくりの推進という方針を示すことはできなかったのですか。課 題をお示しください。

オ: 赤磐市では50戸連たん廃止のために、現在開会中の県議会に条例案が出ています。廃止予定は1年余り後の令和7年4月です。岡山市は廃止までの期間がそれより1年長いのですが、なぜですか。早めませんか。

### (2)農地保全、農業振興について

農業で食べていけない、耕し続けられない現状が、農地の宅地化を助長させていると 感じます。世界的な食糧危機を見すえ、農業を持続可能なものに支える政治を求めます。 また 50 戸連たん制度の廃止に伴い、猶予期間中の駆け込み開発が想定されます。20 戸連たんの制度のもとでも優良農地は守られるべきと考えます。

#### 質問

ア: 国に対し、食料自給率向上を正面から掲げること、農業の価格保障・所得補償を抜本的に拡充すること、水田活用の直接支払交付金の拡充を求めませんか。

イ: 農地を保全するしくみの強化が必要と考えます。開発許可制度の見直しをうけて対策をとりませんか。

### (3)空き家対策の充実を

50戸連たんで宅地が広がる一方で、市内で増えたのが空き家です。すでに西大寺や岡南地域で人口減少が始まっています。家を持ちたい人に応えられる空き家対策を求めます。

今年、空き家対策特別措置法が改正されました。これにより市町村が「空き家等活用促進区域」を設定し活動方針を定めることができるようになりました。国は5年で100区域を指定するとしています。NPO や社団法人を空き家の活用や管理に取り組む「空き家等管理活用支援法人」に指定することも可能になりました。国は5年で120法人を指定するとしています。

「特定空家」に至る前の「管理不全空き家」という状態でも、所有者に措置を求める「指導」や「勧告」が可能になりました。従わない場合は空き家にかかる税金の軽減が受けられなくなります。また市区町村長に特定空き家の所有者に対する報告徴収権が与えられました。これらにより国は、管理や除却などした空き家を5年で15万物件にするとしています。

#### 質問

ア: 岡山市の空き家の数や状況はどう変化していますか。「管理不全空き家」の指定はどうなりますか。

イ: 法改正を受けて空き家対策をどう進めますか。50戸連たん廃止をうけて特に市街化 区域で強化する必要はありませんか。

ウ: 特定空家には、著しく「衛生上有害」「景観を損なっている」ことが条件にあり、立木竹の伐採等の措置も行えます。建物だけでなく、樹木の繁茂に対する所有者への働きかけの強化は行いませんか。

# 2, 学校給食公会計化について

## (1)申し込み時の同意事項の問題について

学校給食の公会計化が来年度から始まります。給食費の徴収を振込で行うための申し 込みが WEB 上でされています。ここではなんと未納が出た場合、財産調査を行うことと、 児童手当から徴収することの同意を求めています。保育園のように口座振替の申し込みだけではなぜいけないのか。児童手当はそもそも差押禁止財産です。よその自治体では滞納が出た際に保護者からの申し出を得て徴収しています。

学校給食法の目標には「明るい社交性、共同の精神づくり」があります。払えない、払わない事態が起こった時こそ子どもをとりまく家庭などの状況を把握するといった働きかけの中で対応することが必要であり、滞納整理の段取りだけ先んじて進めておいても、子どもの置かれた状況の解決につながらないですし、教育的でもないと考えます。

## 質問

ア: 財産調査や児童手当からの徴収は、滞納が出た場合にその都度、同意を得てすすめればよいのではないですか。

イ: 徴収の同意は、一度チェックを入れたら最大9年、中学校卒業まで有効なものなのですか。

ウ: 申し込み方法は振込先を入力するだけにして、財産調査や、児童手当からの徴収の 同意をあらかじめとることはやめませんか。

エ: 振込での申し込みをしない人への対応はどうされますか。給食を出さないことが起こりえますか。

#### (2)給食費について

かつて給食缶など給食を運ぶ道具を給食費から出していたケースがあったと聞きました。公会計化後、消耗品は給食費でなく公費負担であることを明確にしていただきたいです。燃料費も同様です。

以前から私たちが求めている給食費の無償化については、完全無償化する自治体の他、多子世帯の負担軽減などを目的に第3子以降無償化する自治体が広がっています。

#### 質問

ア: 各学校や給食センターで使う消耗品の購入に、給食費は使われますか。

イ: 燃料費の徴収はどうなりますか。市負担にしませんか。

ウ: 給食費の無償化について、第3子以降からでも検討できませんか。

# 3,子育て拠点について

## (1)大曲児童館廃止について

今議会に大曲児童館の廃止と、錦児童館の現地建て替えにより藤田児童館とする議案が出されています。大曲と錦の児童館の統合ということですが、車で15分、10キロ近くも離れており、子どもには行けません。令和3年11月議会子ども文教委員会等で議論をしてきたところですが、改めておたずねします。

## 質問

ア: 大曲児童館廃止の説明は、利用者にいつ、どう行っていますか。

イ: 代替措置として何を行いますか。今まで児童館を利用していたが、代替措置が使えない子どもはどれだけ出ますか。

ウ: 少子化が深刻な今、子育ての拠点をなくすことは、子育て世帯が甘受すべきコスト削減ということになるのですか。

### (2)拠点の充実について

令和2年策定の「市立児童館の今後のあり方」では、課題としてコストの増加が挙げられています。またメインターゲットを就学前親子にし、特に家庭保育世帯の親子の交流や相談等の機能を充実・強化していくとしています。

#### 質問

エ: メインターゲット以外のすべての子どもに対する機能は維持されるのでしょうか。

オ: 児童館を利用していない子どもたちにとってのニーズをつかむことは行われますか。

カ: 大曲以外の児童館は統合することなく使い続けられることになりますか。